

しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」利用規約

この利用規約は、しまね縁結びサポートセンター（以下「センター」という。）が運営するしまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」（以下「しまコ」という。）の利用に関する取扱いを定めたものです。

1 「しまコ」とは

会員登録した独身男女が、コンピューター上で会員のプロフィール等を閲覧し、お会いしたい相手に申し込むことにより、センターが個別にお引合せする仕組みです。

2 会員登録ができる方

次の（１）～（４）を全て満たす方であれば、どなたでも会員登録ができます。

- （１）真剣に結婚を望む 20 歳以上の独身の方
- （２）インターネットへの接続やメールを使用することができ、かつ、センターからの照会や連絡に対応できる方
- （３）下記「14 禁止行為」の項目に該当しない方
- （４）島根県内にお住まいの方、島根県内にお勤めの方、又は近い将来、島根県内に移住の意志や予定がある方

なお、本人による登録が困難な場合は、代理人（民法において規定された三親等以内の血族に限る。以下同じ。）が、本人自筆署名の委任状を持参の上、代理登録することが可能です。ただし、登録以外のこと（例えば、会員のプロフィール閲覧やお引合せ等）を代理人が行うことはできません。

3 会員登録の方法

（１）来所登録

センター等（松江センター、浜田センター、特設会場）に来所して登録します。

- ①センターのホームページ（以下「ホームページ」という。）から、しまコ入会申込（仮登録）を行う。
- ②ホームページからセンター等（松江センター、浜田センター、特設会場）への来所予約を行う。
- ③会員登録に必要な「下記 4-I の書類等」を持参の上、会員登録の手続きを行う。

（２）リモート登録

ビデオ通話アプリを活用し、ご自宅とセンター（松江センター、浜田センター）をリモートでつなぎ登録します。

- ①センターのホームページから、しまコ入会申込（仮登録）を行う。

- ②「下記4-IIの書類等」(登録手数料及び説明内容確認書を除く)をセンターに郵送(簡易書留)する。
- ③センターからしまこの制度やルールを説明するための資料(説明内容確認書、振込口座記載書類、会員証用紙を含む)を受領する。
- ④入会登録料の振込み、リモート登録日時を決定する。
- ⑤ご自宅でリモート登録手続き。

(リモート登録に係る利用者側の通信料等の経費は自己負担となります。)

なお、4-I(2)、4-II(2)に定める代理登録の場合の権限範囲は登録行為に限られ、入会申込(仮登録)や来所予約等を代理することはできません。

※ご本人のメールアドレスをご登録ください。

※一人につき1ユーザーの登録とし、重複登録はできません。

4 会員登録・更新に必要な書類及び留意事項

I 来所登録

(1) 本人が会員登録する場合

ア 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書(発行日から3カ月以内のもの)」の原本

※戸籍抄本(発行日から3カ月以内のもの)のコピー(原本の複製書類)で代用できます。なお、この場合は、必ず本籍欄が見えないようにしてください。

※独身証明書は市町村によって取得方法が異なりますので、該当の市町村にお問合せください。

※外国籍の方

婚姻要件具備証明書及びその日本語訳(訳者の署名があるもの)など、日本の独身証明書に該当する書類(発行日から3カ月以内のもの)の原本

※円滑な事務手続きのため、外国籍の方は可能な限り事前にご連絡をお願いします。

※独身証明書、外国籍の方の日本の独身証明書に該当する書類は原本を受領します。

イ 健康保険証の原本

ウ 写真付きの身分証(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)の原本

エ プリント写真1枚(本人のみが写り3ヶ月以内に撮影されたもの。顔がはっきり映っているL版程度の大きさ。裏面に氏名を記載。)

※会員プロフィール画面に表示されます。

※承諾を得た上でセンターでトリミング加工する場合があります。

※任意で全身写真を1点追加することができます(写真は2点まで表示可)。

※写真はデータでの提出はできません。

オ 入会登録料 10,000円

※ただし、キャンペーン等で減額する場合があります。

※登録後、たとえ一度も閲覧利用がない、お引合せに至らない場合等でも退会時の返金は
ありません。

(2) 代理人が代理登録する場合

ア 入会申込書（本人自筆の委任状・誓約書を含む。）

イ 上記4-I（1）のアからオまでに掲げる各書類等（ただし、4-I（1）のイ及び
ウについては原本をコピーした複製書類でも可。）

ウ 代理人の写真付きの身分証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
の原本

(3) 原本の確認・返却

上記4-I（1）のイ、ウ及び（2）のウは、原本をセンターで確認し、コピーを行っ
た後、複製書類を受領して原本を返却します。（特設会場などセンター以外で登録する場
合は、原本と原本をコピーした複製書類もご持参ください。）

(4) 書類の返却

受理した写真・書類・証明書等の返却はいたしません。

(5) 登録の更新に係る必要書類

上記4-I（1）のアからオまでに掲げる各書類等

なお、4-I（1）エの写真は更新を推奨しますが、1回目の更新に限りそのまま使
用することも可能です。

II リモート登録

(1) 本人が会員登録する場合

ア 上記4-I（1）のアからオまでに掲げる各書類等

※4-I（1）イ健康保険証、ウ写真付きの身分証はご自身で原本をコピーして、原本の
複製書類を提出してください。リモート登録時に原本の確認を行いますので、ご準備
ください。

イ 入会申込書（リモート登録用）

ウ 誓約書（ご本人の署名、確認年月日の記入）

エ 説明内容確認書（会員登録後にセンター宛送付してください。）

(2) 代理人が代理リモート登録する場合

ア 入会申込書（本人自筆の委任状・誓約書を含む。）

イ 上記4-II（1）に掲げる各書類等

ウ 代理人の写真付きの身分証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードな
ど。）

※原本をコピーした複製書類を送付してください。リモート登録時に原本の確認を行
いますのでご準備ください。

(3) 必要書類等の提出及び振込

ア 説明内容確認書以外の書類は事前に簡易書留によりセンターまで送付してください。

※必要書類が全て整わないとリモート登録はできません。

イ 入会登録料はリモート登録予定日の前々日までに入金を確認できるよう指定の口座へお振込みください。

※入会登録料の事前振込がない場合にはリモート登録を延期します。

(4) 原本の確認

上記4-II (1) で準用する4-I (1) のイ、ウ及び4-II (2) のウはリモート登録時、画面越しに原本を確認します。

(5) 書類の返却

上記4-I (4) を準用します。

(6) 登録の更新に係る必要書類等

ア 上記4-II (1) で準用する4-I (1) アからオ

健康保険証及び写真付きの身分証については、更新後、初めての来所閲覧もしくはお引合せの際に原本を確認します。また、4-I (1) エの写真は更新を推奨しますが、1回目の更新に限りそのまま使用することも可能です。

イ 上記4-II (1) イ

入会申込書(リモート登録用)は登録済みの必須項目に変更がある場合には、必ずご提出ください

5 登録証等の発行

登録完了後、しまコ会員登録証(以下「登録証」という。),「しまコ」のマイページ(以下「マイページ」という。)ログイン用のID、パスワードを発行します。

なお、マイページにはホームページからログインできます。

6 登録期間

(1) 新規登録

登録完了日から2年間有効

(2) 更新登録

①更新手続き可能期間

登録期限日の2カ月前から期限日の半年後までです。

②登録期間

更新登録の有効期限は2年間です。なお、①の更新手続き可能期間内に登録の更新を行えば、更新手続き可能期間の残りの期間(最長半年間)を登録期間(2年間)に上乗せします。ただし、当初の登録期限後は、更新手続きを完了するまでプロフィールは非開示となり、閲覧もできません。

更新手続き期間内に登録更新を行わない場合は自動的に退会となります。再度、会員登録を希望する場合には、改めて、新規登録手続きが必要です。

(3) その他

①登録の抹消

上記6 (1)、(2) 期間内に下記「14 禁止行為」に該当する事案が発覚した場合は、登録を抹消するとともに、センターの全事業の登録も抹消します。

②休会手続き

上記6 (1) の期間内に下記「12 (1) 休会の手続き」を行った場合でも登録期間は延長されません。

③お引合せの決定、交際継続中の取り扱い

お引合せが決定した場合や交際継続中の場合は、会員登録期限が到来しても会員資格はそのまま継続します。但し、お引合せ不成立、交際終了又は成婚となった場合にはその時点で退会となります。(更新手続き可能期間中であれば更新可能。)

7 登録内容

(1) 非開示項目

①必須項目

氏名、生年月日、居住地、電話番号、メールアドレス、交通手段、はぴこ登録の有無

②任意項目

とっとり出会いサポートセンター（以下「えんトリー」という。）の会員の閲覧・検索・お引合せ希望（以下「山陰連携希望」という。）、自宅等で検索・閲覧（以下、「自宅閲覧」という。）の希望

※「しまこ」、「えんトリー」の両方に登録されている場合は、その期間は山陰連携希望はしないでください。

(2) 開示項目（記入した場合は公開されます。）

i) センター等で検索・閲覧した場合の開示項目

① 必須項目

性別、年齢、居住地（市町村名まで）、身長、雇用形態、職業、婚歴、子どもの有無（人数）、扶養家族（人数）、顔写真

②任意項目

ア 登録者自身のプロフィール

最終学歴、出身校、勤務先、勤続年数、休日、転勤の有無、資格、タバコ、お酒、住居、家族構成、婿養子、年収、結婚後の親族との同居、趣味、自己PR

イ お相手への希望

年齢、身長、職業、年収、休日、居住地希望、最終学歴、婚歴、子どもの有無、婿養子、結婚後の親族との同居の希望、タバコ、お酒

ii) 自宅で検索・閲覧した場合の開示項目（以下、「簡易プロフィール」という。）

①必須項目

性別、年齢、居住地（市町村名により「東部（隠岐郡を含む）」、「西部」、「県外」まで）、身長、職業、婚歴、子どもの有無（人数）、扶養家族（人数）

②任意項目

ア 登録者自身のプロフィール

最終学歴、勤続年数、休日、転勤の有無、資格、タバコ、お酒、住居、婿養子、年収、結婚後の親族との同居、趣味、自己PR

イ お相手への希望

年齢、身長、職業、年収、休日、居住地希望、最終学歴、婚歴、子どもの有無、婿養子、結婚後の親族との同居の希望、タバコ、お酒

8 登録内容の変更

登録した項目に変更が生じた場合は、次により速やかに変更手続きを行ってください。登録情報はお相手選びの際の重要な判断材料であるため、実態と異なる場合、会員の正しい判断を妨げるおそれがあります。

(1) 必須項目の変更

ご自身では変更できないので、センターで変更します。正確に情報を把握するため、メールにて連絡してください。（聞き間違い防止のため、電話は不可。）メール本文には、会員ID、氏名、生年月日を明記の上、変更したい項目の「変更前」「変更後」を記入し、「info@shimane-enmusubi.com」宛に送信してください。

また、写真はセンターで確認の上、変更しますので、プリントされた写真を持参いただくか、簡易書留で郵送してください。その際、写真の裏面に氏名を明記してください。

なお、写真はデータでの提出はできません。

(2) 任意項目の変更

登録後、マイページにログインし、「会員情報変更」から変更を行ってください。

9 プロフィールの開示・閲覧・お申込み

I センター等で検索・閲覧・お申込みを行う場合

(1) プロフィールの開示

登録したプロフィール（開示項目）は、「しまこ」システム（以下「システム」という。）内において会員に開示されます。（会員以外には開示されません。）

(2) プロフィールの閲覧

閲覧を希望される場合は、マイページにログインし、センター等での閲覧を予約してください。閲覧は1回につき45分間です。来所の際には、登録証及び写真付き身分

証明書（運転免許証等）を持参してください。会員以外は閲覧できません。また、閲覧の際には、写真撮影やメモを取ることは禁止します。カメラ、携帯電話、スマートフォン、タブレットや荷物等はセンターに預けてください。

（3）お申込み

①手順

予約したセンター等でお相手のプロフィールを閲覧し、ご希望の方があればお引合せをお申込みください。（1回につき、希望順位をつけ3人までお申込みが可能です。）

その後、システムからお申込者のプロフィールを添えて、希望のお相手順にメールでお申込みが送信され、お引合せの意思を確認します。

なお、意思確認を行っている間は、全ての登録者のプロフィールを閲覧することができなくなります。

※下記③イの記載事項も考慮してお申込みください。

※お申込み結果は全員の意思確認が取れるまでお待ちいただきます。

※意思確認を行っている途中では、途中結果のお問合せにはお答えできません。

※一度お引合せを申込みと取消しはできません。

※お申込みした時点で、ご自身のプロフィールはシステムにおいて開示されなくなります。

②お引合せのお申込みを受けた場合

お相手のプロフィールはマイページで確認できます。また、お返事についても、マイページから行ってください。

5日以内（当日を含む）に承諾するかお断わりするかどうかのお返事をしてください。お返事がないまま5日間（当日を含む）を経過すると無効になります。

③お引合せ申込み後の流れ

ア お相手が受諾しなかった場合

お引合せはできません。システムからお申込者にお引合せ不成立のメールが送信されます。

※同時にシステムにおいて、ご自身のプロフィールの開示が再開されます。

イ お相手が受諾した場合

システムからお申込者にお引合せ成立のメールが送信されます。その後、センターにてお引合せの日程調整や立会を行う「サポーター」（センターの研修（個人情報の取り扱いを含む）を受け、センターに登録された縁結びボランティア。お引合せや実際成立後の状況確認等を実施。）を1週間以内に決定し、双方にメールでご連絡します。

※お申込みを受諾した方のプロフィールも開示されなくなります。

その後、サポーターがお引合せの日時・場所を決めるため双方に連絡します。

※お引合せは、原則として申込みを受けた方が選択した方法により、申込みを受けた方のお住いのエリアで実施します。

また、お引合せ場所は、原則として県内とし、お引合せ場所までの交通手段等を踏まえて決定します。

ただし、県外在住者（えんトリー会員を除く）がお申込みを受けた場合は、原則として、島根県内でのお引合せとなります。

また、山陰連携希望の方で、「えんトリー」会員へのお申込みが成立した場合は、原則鳥取県内でのお引合せとなります。

※はぴこ登録がある方は、はぴこ事業、「しまコ」事業双方への悪影響防止の観点からセンターから担当はぴこに「しまコ」での状況報告を行います。

※お引合せ決定後、お引合せの取り止めは原則できません。お相手の立場に立った誠意ある対応をお願いします。

※お引合せの日程調整の際には、可能な限り歩み寄って、早期に実施日が確定するようご協力ください。

※お二人の希望日が合わず、お引合せ日が1カ月以上先になる場合もあります。

また、日程調整の目途が立たない場合には、お申込みを受けた方が選択された方法以外の所定の方法をサポートからご提案し、お引合せが可能となるようサポートする場合があります。

※止むを得ない事情によりお引合せを行うことが極めて難しいとセンターが判断した場合には、双方から承諾を得た後、例外的にお引合せを行うことなく不成立とする場合があります。

II 自宅で検索・閲覧を行う場合

(1) 自宅閲覧の手順

①自宅閲覧を希望する会員が利用できます。自宅閲覧を希望する場合はマイページにログインし、自宅閲覧利用時の誓約事項を遵守して利用してください。自宅閲覧を希望する会員（えんトリー会員を除く）の簡易プロフィールを閲覧することができます。時間の制限はありません。

※ご自身を含む会員の個人情報を適正に管理してください。

自宅閲覧に係る誓約事項

1. 必ず会員本人のスマートフォン等を使用し、一人で閲覧できる場所（原則自宅）で会員本人のみで利用します。
2. 閲覧により知り得た個人情報を、撮影（動画、静止画及び紙媒体、電子データを問わず）又は複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の提示・配布等）はいたしません。
3. 登録内容に変更がある場合は、速やかに手続きを行い、変更手続きが完了してから申込みを行います。

②お相手の簡易プロフィールを閲覧し、プロフィール開示を希望するお相手があればプロフィール開示をお申込みください。（1日につき1回、1人へのお申込みが可能。）

その後、システムからお申込者の簡易プロフィールを添えて、希望のお相手にメールでお申込みが送信され、プロフィール開示の意思を確認します。意思確認を行っている間は、全ての登録者のプロフィールを閲覧することができなくなります。

※一度プロフィール開示を申込みと取消しはできません。

※お申込みをした時点で、ご自身のプロフィールはシステム内で開示されなくなります。

※プロフィール開示申込みを行った場合、プロフィール開示申込み前に行った来所閲覧予約は自動的にキャンセルとなります。また、新たな来所閲覧予約や自宅閲覧はできません。この場合、他の方からのお申込みは全て無効となります。

(2) プロフィール開示のお申込みを受けた場合

①お相手の簡易プロフィールはマイページで確認できます。また、お返事についても、マイページから行ってください。

②3日以内（当日を含む）にお受けするかお断りするかどうかのお返事をしてください。お返事がないまま3日間（当日を含む）を経過すると無効となります。お受けした場合、お申込者にプロフィールが3日間（当日を含む）開示されます。

※お受けした後に取り止めることはできません。

※お受けした時点で、ご自身のプロフィールはシステム内で開示されなくなります。

(3) プロフィール開示申込み後の流れ

①お相手がプロフィール開示をお受けしなかった場合

プロフィールの開示ができません。システムからお申込者にプロフィール開示不成立のメールが送信されます。

※同時にシステム内でご自身のプロフィールの開示が再開されます。

②お相手がプロフィール開示をお受けされた場合

ア システムからお申込者にプロフィール開示成立のメールが送信されます。お相手のプロフィールがマイページに3日間（当日を含む）表示され、プロフィールを確認することができます。

イ プロフィール開示の申込みをした方、申込みを受けた方はいずれもマイページよりお引合せの申込みをすることができます。お相手とお引合せを希望される場合はお引合せの申込みをしてください。その後、システムからお相手にメールで申込みが送信され、お引合せの意思を確認します。

※一度お引合せを申込みと取消しはできません。

※お引合せの申込みがないまま3日間（当日を含む）経過すると無効になります。システムにおいて、プロフィールの開示が再開されます。

(4) お引合せの申込みを受けた場合

上記9 I (3) ②、③を準用します。

10 お引合せ

(1) お引合せは原則として、センターの営業時間内にサポーター立会の上で行います。その時、本人確認のための証明書（運転免許証等）・登録証の提示が必要となります。また、お引合せ費用として、飲食経費の実費（コーヒー代程度）とサポーター交通費500円が必要となります。

※サポーターの飲食経費については、原則会員双方の折半でご負担願います。

※お引合せ決定後から、お引合せ当日及び交際が成立するまではお互いの個人情報の交換はできません。氏名、連絡先をお相手に伝えることもできません。

※当日、止むを得ない事情によりお引合せに来ることができなかった場合は、次回のお引合せ時に前回のサポーターの交通費として別途1,000円を徴収します。（お引合せ会場にサポーターとお相手が到着後のキャンセルの場合に適用。連絡のない場合も含む。）

(2) お引合せの日から起算して、原則3日以内に、交際するかどうかについてのあなたの意思をサポーターに伝えてください。

(3) 交際が成立した場合は、サポーターから氏名及び連絡先を双方に伝えるとともに、サポーターが交際フォローを開始します。なお、交際中はシステム内で双方のプロフィールは開示されません。

(4) 交際が不成立となった場合は、センターにて処理後、システム内で双方のプロフィールの開示が再開されます。

(5) 交際開始後は、倫理を守り、双方の自己責任において交際してください。

(6) サポーター又はセンターから交際状況等の確認の連絡があった場合は必ず応答してください。

(7) 交際を中止したい時は、ご自身でお相手にしっかりと伝えて、了解を得てくださ

い。その後速やかにご自身でサポーターに交際を中止した旨を連絡してください。双方の意思を確認後、システムから、ご縁がなかった旨のメールを双方に配信します。そのメールが届いた時刻から72時間後にシステム内で双方のプロフィールの開示が再開され、プロフィール閲覧の予約を取ることができるようになります。

(8) お引合せ決定後、サポーターからの連絡（メール又は電話）に全く応じない場合は、期日を指定して、同日までにセンターにご連絡をいただくよう書面にて通知します。当該期日が経過してもなお、連絡がない場合は、例外的にお引合せを無効とすると同時にセンターで休会措置を取ります。

(9) 成婚した場合は、サポーターにご連絡ください。ご希望により、島根県知事からお祝いのメッセージと記念品をお贈りします。

また、サポーターが退会手続きを行います。

(10) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、当面の間、以下のお引合せ方法を含めた運用を行います。

①短縮お引合せ

- ・場所及び方法 松江センター、浜田センターでの対面又はリモートでのお引合せ
- ・時間 45分以内（原則としてセンターの営業時間内）
- ・その他 飲み物等は各自で持参
- ・サポーター経費は不要
- ・リモートお引合せを利用する場合は下記「16 リモートお引合せ」を遵守すること。
なお、リモートお引合せの環境が整わない場合等は松江センター、浜田センターへの来所により、リモートお引合せを行うことも可能。
以降は、上記10（2）～（9）を準用します。

②チャット機能による代替お引合せ（山陰連携希望によるお引合せを除く）

- ・システムを介したメールメッセージのやり取りを10日間行うことで対面でのお引合せに替えます。10日間を短縮することはできません。
- ・チャット開始日から10日経過後、上記10（2）のとおり交際するかどうか、又は、上記10（1）、（10）①による方法で対面でのお引合せに移行するかどうかを選択してください。
- ・以降は、上記10（2）～（9）を準用します。

※なお、「11 はぴこ登録のある場合の特例」は対面でのお引合せに移行した場合に適用されます。

※交際が成立するまではお互いの個人情報の交換はできません。氏名、連絡先をお相手に伝えることはできません。

※会話が円滑に進むよう氏名や会員ID以外の親しみが感じられるニックネームを設定して、チャットを開始してください。

（使用禁止例）本名：島根花子の場合 ニックネームを島根又は花子（ひらがな表記

他含む) としたり偽名を使用する等 (×浜田松子)
※チャット中に氏名、住所、連絡先等をお相手に聞く、伝える、会うことはできません。

11 はぴこ登録のある場合の特例

上記「10 お引合せ」について、7 登録内容(1)①のはぴこ登録がある会員の場合は以下のような取扱いとします。

お引合せが成立した双方にはぴこ登録がある場合、喫茶店等での通常のお引合せ、センターでの短縮お引合せ及びチャット機能による代替お引合せ後に対面でのお引合せに移行した場合には、はぴこのルールを適用してお引合せを行います。

なお、この場合でも、お引合せは、原則として申込みを受けた方が選択した方法で申込みを受けた方のお住いのエリアで実施します。

ア センターから申込みを受けた方及び申込みした方にお引合せ成立のメールを送信します。その際、このお引合せははぴこのルールを適用してお引合せを行うことをお知らせします。

※この場合でも、申込みを受諾した時点で、申込みを受けた方のプロフィールもシステム内で開示されなくなります。

イ その後、原則として申込みをした方及び申込みを受けた方双方の担当はぴこが、お引合せの場所と日時を決めるため会員双方に連絡します。

例外的にセンターのサポーターが、担当はぴこに代わって連絡する場合があります。

ウ お引合せは、原則として双方の担当はぴこ2名が立会して行います。

例外的にセンターのサポーターが、担当はぴこに代わって立会する場合があります。

エ お引合せ及び交際後のフォローは、「しまコ利用規約」のルールではなく、原則としてはぴこのルールにより行います。

オ お引合せ後の交際の意向又は交際が終了となった場合は、担当はぴこに速やかに連絡してください

い。また、センターのサポーターが、担当はぴこに代わって立会した場合にはサポーターに連絡してください。

カ センターは、原則として担当はぴこからお引合せの不成立又は交際終了の連絡を受けた場合はご縁がなかった旨のメールを双方に配信します。そのメールが届いた時刻から72時間後にシステム内で双方のプロフィールの開示が再開され、プロフィール閲覧の予約を取ることができるようになります。

※お引合せが不成立又は交際終了となった場合は、はぴこ登録のある場合の特例の適用は終了します。

※交際終了の連絡を担当はぴこやセンターに行わない場合は、交際中のままとなり、

プロフィールの開示や閲覧ができない状態が続きます。

12 休会・退会手続き

(1) 休会の場合

ご自身の都合等で休会を希望される場合やしまコ以外で交際中の方ができた場合はマイページに休会ボタンがありますので、そちらをクリックして休会してください。休会中はご自身のプロフィール情報の公開はされません。ただし、マイページのログインは可能です。なお、休会した場合も、登録期間は延長されることはありません。

※再開するときもご自身でマイページから再開することができます。

(2) 退会の場合

マイページに退会ボタンがありますので、そちらをクリックすると、退会することができます。その際、退会の理由をご入力ください。

また、下記「14 禁止行為」に該当する場合は、本人の了解を得ることなく登録を抹消する場合があります。

13 個人情報の取扱い

センターでは、「一般社団法人しまね縁結びサポートセンター個人情報保護に関する指針」を定め、法令及びこの指針に従って個人情報を適正に利用し、提供し及び管理いたします。

なお、退会者の個人情報は、退会后1年間はセンターで保持し、1年経過後、速やかに廃棄します。

また、7(1)②の山陰連携希望を選択された方は、会員情報をエントリーに提供します。エントリーではエントリープライバシーポリシーに従って個人情報が管理されます。

14 禁止行為

(1) 次の各号に掲げる行為その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の登録者に迷惑のかかる行為は禁止します。

ア 偽りその他不正な手段で登録をし、又は登録をしようとする事

イ 結婚している、又は交際中の異性が存在しているにもかかわらず、登録しようとする、あるいは退会又は休会手続きを行わず、登録し続けること

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第777号）第2条第6号に規定するものをいう。）である者が登録をすること

エ しまコのシステムを悪用すること、又は悪用しようとする事

オ ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他あなた自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること

カ プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているに

- もかかわらず、変更手続きを行わないこと
- キ シマコで知り合ったお相手の方に対し、待ち伏せし、見張りをし、面会、交際その他の義務のないことを行うことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動をするその他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと
- ク シマコで知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示し、漏洩し、又は利用すること
- ケ お引合せ決定後、正当な理由なく、お引合せの取り止めを申し出たり、お引合せに無断欠席すること
- コ シマコ及びサポーターの信用、品位を傷つけること
- サ シマコ及びセンターの業務に関し、他の登録者、センターの職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫若しくは威迫すること
- シ センターの業務に関し、不当な要求を執拗に行うことで、センターの業務に支障を生じさせること
- ス 登録時に署名していただいた誓約書の記載内容に違反すること

【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

- 1 島根県内に（ 在住 / 勤務 / 近い将来移住を希望 ）しています。
- 2 著しく不快な行動、虚偽の行動はいたしません。
- 3 ナンパ目的、結婚詐欺目的での利用ではありません。
- 4 営業目的、勧誘目的での利用ではありません。
- 5 ストーカー行為は行いません。
- 6 現在、結婚していません。また、現在、交際中の異性はおらずトラブルもありません。
- 7 登録情報に虚偽の記載はいたしません。
- 8 シマコの利用において知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等はいたしません。
- 9 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第777号）第2条第6号に規定するものをいう。）ではありません。
- 10 登録情報等に変更が生じた場合は、遅滞なくセンターへ報告してその内容を変更します。また、利用の都度、各項目を再確認し、厳守します。
- 11 シマコ利用規約を遵守します。

以上、この誓約書に違反した場合は、退会するとともに、今後、センターの全事業を利用しません。

(2) サポーター又は他の利用者から、前項各号に定める禁止行為の情報提供があった場

合などには、必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。

(3) 第1項各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、法律に基づき厳正に対処します。

15 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は、しまコ会員、その他センターの全事業の登録を抹消等し、その他センターの実施する全ての事業への参加を原則としてお断わりいたします。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第777号）第2条第6号に規定するものをいう。）である場合
- (2) 上記「14 禁止行為」を行い、指導をしても改善しなかった場合
- (3) センターの実施する企画や運営に同意をいただけない場合
- (4) センターからの重要な連絡に対し、一切応じない場合
- (5) その他上記に類する場合

16 リモートお引合せ

センターではZoomを利用したリモートお引合せを行っています。リモートお引合せを利用される場合は、下記条項の遵守をお願いします。

(1) リモートお引合せの手順

- ①リモートお引合せ成立後、サポーターからZoom招待URL等をメールでお送りします。
- ②お引合せ当日までに、ご利用環境の確認と接続テスト、ルールの説明等を行います。
- ③お引合せ当日は、開始前に本人確認を行いますので、本人確認のための証明書（運転免許証等）・登録証をご準備ください。
- ④お引合せ当日は、開始時間の5分前に事前にお送りした招待URLからお引合せルームに入室してください。
- ⑤サポーターはルール説明終了後、お引合せルームから退室します。その後はお二人で規約を遵守して会話してください。
- ⑥交際が成立するまではお互いの個人情報の交換はできません。お引合せ中に、お名前や連絡先をお相手の方に聞く、または伝えることはできません。

(2) 事前準備

- ①お引合せに関するやりとりは、原則メールで行います。メールは「msc-shimane.jp」のドメインで届きます。メール受信拒否設定をされている場合は、メールを受信できるよう、ドメイン設定を解除していただくか、当センタードメインを受信リストに加えていただきますようお願いいたします。
- ②Zoomを初めて利用する方は、事前にZoomアプリをパソコンやスマートフォン、タブレットにインストールしてください。Zoomを安全で快適にご利用いただくために、最新

バージョンをご利用ください。

※Zoomについては、Zoom Video Communications, Inc が提供するサービスであり、当センターが提供するサービスではありません。ご自身の責任でご利用をお願いします。Zoom のご利用に関するトラブルについては、当センターでは責任を負いかねますのでご了承ください。

③Zoom の表示名は、必ず氏名や会員 ID 以外のニックネームを設定してください。

④パソコンを利用する場合は、カメラ機能が付いているかご確認ください。カメラ機能がない場合は、外付けカメラ等のご準備をお願いします。イヤホンマイクは、必要に応じてお使いください。

(3) お引合せを実施する際の留意点

①ご使用になる端末の充電が十分な状態、又は充電ができる環境で行ってください。お引合せの途中で電源が切れた場合、お引合せが中断してしまいます。

② 安定したインターネット環境で行ってください。

③ 会員側の通信費等の一切の経費はご自身でご負担ください。利用に当たっては、自宅の Wi-Fi を介した通信環境でないと、携帯電話等の通信料（パケット代）が高額になる可能性がありますので、ご注意ください。

④セキュリティ等の観点から、原則、ご自宅で行ってください。家族を含む他者のいない明るく静かな場所で、顔がアップになりすぎず、上半身が映るくらいの安定した位置に端末を固定してください。背景に個人情報等が映りこまないようにご注意ください。バーチャル背景のご利用をおすすめします。

(4) 禁止事項

次の行為を禁止します。禁止行為が確認された場合、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、法律に基づき厳正に対処します。

①お引合せ中の正当な理由がない退出。

②マスクの着用など、顔を隠す行為。

③お引合せ内容の録音及び録画（撮影、スクリーンショットなどの禁止）。また、参加者やサポーターの肖像権やプライバシーを侵害する行為。

④お引合せで知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく開示、漏洩及び利用する行為。

⑤交際成立までの本人同士での個人情報を交換する行為。（一方的に伝える、聞くことも禁止）

⑥リモートお引合せ参加に関する情報の第三者への提供、対外的な公開、リンクの共有。

17 その他注意事項

(1) しまこは出会いの場を提供するものであり、カップリングを必ずお約束するものではありません。

- (2) しまコで出会ったお相手の方とお引合せ後、交際するかどうか、また、どのように交際するかについては、あなた自身の責任と判断で行ってください。
- (3) 万が一、お相手の方等との間でトラブルが発生した場合も、原則、当事者間で解決してください。交際成立後のあなたとお相手の方との交際に関して、センターやサポーターは一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- (4) この利用規約に違反する事例があった場合には、お手数ですが、センターまでご連絡をお願いします。
- (5) リモートによる登録、お引合せにおいて利用するソフトウェアに起因する情報漏洩等については一切の責任を負いません。また、センターにおいては、ソフトウェアの安全性も保障するものではありません。利用にあたっては、ソフトウェアの安全情報に十分ご注意のうえご自身の責任でご利用をお願いします。

会員の皆様に安心して「しまコ」をご利用いただき、「しまコ」が真剣な出会いの場となるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

附 則

- 本利用規約は、平成30年10月18日から施行する。
- 本利用規約は、令和1年7月1日から施行する。
- 本利用規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 本利用規約は、令和2年7月17日から施行する。
- 本利用規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 本利用規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 本利用規約は、令和4年9月1日から施行する。